

佐世保工業高等専門学校教職員の自家用自動車の業務使用に関する申合せ

(令和元年7月5日制定)

(趣旨)

第1 佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教職員(以下「教職員」という。)が所有する自家用自動車を本校の業務のための旅行に使用する場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員等の自家用自動車の業務使用に関する取扱要項(以下「機構取扱要項」という。)に定めるもののほか、この申合せによるものとする。

(定義)

第2 この申合せにおける用語の定義は、機構取扱要項の定めるところによる。

(自家用自動車の登録)

第3 前第2で定義する自家用自動車を本校の業務のために使用しようとする教職員は、あらかじめ別紙様式1の指定車登録申請書により、校長に対し登録の申請をしなければならない。申請事項に変更があった場合も同様とする。

2 校長は、前項の申請内容が次の各号に掲げる要件をいずれも備えていると認められる場合に限り、当該自家用自動車を指定車として承認するものとする。

(1) 普通自動車運転免許取得後3年を経過していること。

(2) 自賠責保険に加入していること。

(3) 当該教職員を被保険者とする自動車保険又は自動車共済(任意保険)に加入し、次の保険内容で契約を締結していること。

① 対人賠償保険及び対物賠償保険 無制限

② 搭乗者保険(1名につき) 1,000万円以上

(使用の許可)

第4 教職員は、指定車を本校の業務のための旅行に使用するときは、その都度、別紙様式2の指定車使用申請書により、校長の承認を受けなければならない。

2 校長は、本校教職員が次の各号の業務に従事するために旅行する場合で、かつ、公用車不能使用できないときは、当該指定車の使用を承認することができる。

(1) 中学校・高等学校を訪問するとき。

(2) 課外活動等に使用するとき。

(3) 出前授業、学校説明に使用するとき。

(4) 学外実習、受入企業訪問に使用するとき。

(5) その他校長が指定車による旅行が適当であると認めた業務に使用するとき。

(使用の制限)

第5 校長は、教職員又は指定車が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定車の使用を承認しないものとする。

(1) 教職員の心身の状態が運転に不適當な状態のとき。

(2) 教職員の運転技術等が未熟であるとき。

- (3) 教職員が交通法規に違反して免許停止処分を受けてから3年を経過していないとき。
- (4) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による定期点検整備を行っていないとき。

（教職員の責務）

第6 教職員は、指定車使用に際しての運転者の責務及び義務を遵守するとともに、当該指定車には教職員以外の第三者を同乗させないものとする。

- 2 教職員は、運行中に事故が発生した場合は佐世保工業高等専門学校共用自動車取扱要領第8条の規定に準じるものとする。

（損害賠償責任等）

第7 本校の業務のための旅行に使用した指定車が、交通事故を起こした場合における損害賠償については、任意保険で定めた保険金額の範囲内で教職員が負担するものとする。ただし、任意保険の保険金額では損害賠償金額をてん補できない場合は、機構と当該教職員が協議の上、それぞれの負担額を決定するものとする。この場合において、当該事故が教職員の故意又は重大な過失により起こった場合若しくはこの申合せを遵守していない場合には、機構から当該教職員に対し求償することができる。

- 2 前項において、任意保険の免責金額は本人が負担する。

（車賃）

第8 指定車の使用による車賃は、1キロメートルにつき15円を旅行行程通算の距離に乗じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、業務上の必要により高速道路等（有料道路を含む。）を利用した場合は、高速道路料金の実費額を別途支弁する。

（その他）

第9 指定車の登録及び取消は、別紙様式3の自家用自動車の指定車登録名簿により管理・運用するものとする。

- 2 この申合せに疑義が生じた場合は、校長及び事務部長による校内調整を経て、高専機構本部と協議し決定するものとする。

附 則

この申合せは、令和元年7月5日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則（令和2年3月30日）

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年11月1日から施行する。